

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起日は、  
當日が休日とする翌日)

## 鳥取県規則第二号

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則  
理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則(昭和四九年三月鳥取県  
規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の二条を加える。

### (返還の債務の免除)

第十条の二 修学資金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還  
に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五  
号。以下「条例」という。)の定めるところによる。

2 条例の規定による返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金  
返還免除申請書(様式第五号の二)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の修学資金返還免除申請書の提出があつたときは、その  
内容を審査し、審査の結果返還の債務の免除を決定したときは、申請者  
に対し、その旨を通知しなければならない。

### (業務従事期間の通算)

第十条の三 条例の表の理学療法士及び作業療法士修学資金の項免除の条件の欄第一号に規定する理学療法士又は作業療法士の業務に従事した期間の計算については、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかつた期間がある場合において、当該期間終了後再び県内において理学療法士又は作業療法士の業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとして計算することに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

様式第五号の次に次の二様式を加える。

するものとする。

様式第五号の次に次の二様式を加える。

様式第5号の2(第10条の2関係)

## 修学資金返還免除申請書

この規則は、公布の日から施行する。  
昭和五十二年一月二十一日認可したので、同法

職 氏 名 殿

修学資金の返還に係る債務の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

修学生 郵便番号 □□□-□□

住 所

氏 名

印

申請のあつた岩坪入会林野整備組合組合長大下卓夫から  
係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第十一  
条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月二十一日認可したので、同法  
同条第三項の規定により告示する。

鳥取県知事 第四十七号  
昭和五十二年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 第四十八号  
昭和五十二年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県知事 第四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定に  
より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字宇野字西又二 一九六三の一六

種 別	理学療法士・作業療法士
決 定 番 号	第 号
借 受 期 間	年 月から 年 月まで
借 受 額	円
返還免除希望額	円
理 由	

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

### 鳥取県告示第四十九号

大鴨土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（福山地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月二十日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十一条第五項の規定に基づき、新・雲山土地区画整理事業の施行者の変動の届出を受理したので、同法同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、新・雲山土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 一 施行者の住所及び氏名

一 土地区画整理事業の名称	鳥取市新三八番地	岩井那男
新・雲山土地区画整理事業	八頭郡若桜町大字屋堂羅四二四番地	伊井野光治
二 事務所の所在地	鳥取市雲山八八番地	宇山みさ子
鳥取市新七二番地二	鳥取市新三七番地	小倉益雄
施行認可の年月日	鳥取市新七二番地二	尾崎忠實
	鳥取市雲山一〇六番地	栗岡正義

四 昭和五十年七月八日

四 届出に係る施行者の住所及び氏名

(一) 新たに施行者となつた者

鳥取市雲山八八番地 宇山みさ子

(二) 施行者でなくなつた者

八頭郡若桜町大字屋堂羅四二四番地 伊井野光治  
鳥取市雲山一〇七番地 宇山巖

鳥取市雲山一〇七番地 村山きぬ

鳥取市雲山一〇六番地

栗岡 多喜治

鳥取市雲山一〇五番地

小山 卓登

鳥取市新三九番地

中島 安一

鳥取市新五〇番地二

西川 洋

鳥取市新四一一番地

古田 幸利

鳥取市新四〇番地

福嶋 泰

鳥取市新七二番地一

松下陽吉

鳥取市新七二番地二

村山寅治

鳥取市新七二番地三

村山登

## 二 事業施行期間

昭和五十年七月十一日から昭和五十二年三月三十日まで

変更後	変更前
昭和五十年七月十一日から昭和五十二年七月三十一日まで	

## 三 施行地区

鳥取市新字新村、字大樋井及び字上大樋井の各一部並びに雲山字大道

ノ下及び字背戸田の各一部

## 四 土地区画整理事業の名称

新・雲山土地区画整理事業

## 五 事務所の所在地

鳥取市新字新村、岩井那男

鳥取市新七二番地二 尾崎忠實

## 六 施行認可の年月日

変更後	変更前
鳥取市新七二番地二 尾崎忠實	岩井那男

昭和五十年七月八日  
七 變更認可の年月日  
昭和五十二年一月二十一日

## 八 公告の方法

鳥取市新七二番地二尾崎忠實掲示板及び鳥取市面影公民館前に掲示する。

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第二項の規定により告示する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
永田義春後援会	福羅 禮	永田初子	東伯郡東郷町松崎二区	
川上千賀夫後援会	伊藤善一	永田初子	東伯郡東郷町松崎二区	
井上武後援会	橋本財蔵	藤田静生	五番地の一 岩美郡国府町大字奥谷三二九	
森田泰徳後援会	更田政美	下田 登	東伯郡東郷町松崎上町 五九二一一二	
関金町をよくする会	沢田光男		倉吉市住吉町四六番地	その他の政治団体
	三浦 敏		東伯郡関金町大字関金宿	
"	"	"	"	